

青色申告

蒲田会報

No. 769

令和元年

6月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307 号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
http://www.kamata-aoiro.or.jp

発行人 江川 慎 郎

源泉所得税の納期の特例を適用されている会員の方は、

1月から6月分の源泉税納付をお忘れなく!!

従業員、青色事業専従者がいる事業主の方は、その支払給与から源泉所得税を預かり、納付する義務があります。事務局では6月27日(木)から7月10日(水)までの間(土・日を除く)、源泉関係の指導会を開催いたしますので、必要書類をお持ちの上ご来局ください。

なお、源泉所得税の納期の特例を適用されている方の1月から6月分の源泉所得税の納付期限は「7月10日(水)」です。1日でも納付が遅れますと、延滞税等がかかる場合があります。また、納付税額が「0円」であっても、領収済通知書(納付書)を税務署へ提出しなければなりませんのでご注意ください。

源泉徴収義務者の方は、給与その他源泉徴収をすべき所得を支払う際にその所得について所得税及び復興特別所得税を徴収し、その法定納期期限までに、これを納付することになります。

復興特別所得税は、平成25年から令和19年(西暦2037年に相当する)までの各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算し、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税を併せて徴収します。

また、平成30年分から、配偶者控除及び配偶者特別控除が見直しされているので、ご注意ください。①合計所得金額が1,000万円を超える居住者については配偶者控除の適用はできない②配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下に変更された等となります。

【必要書類】

- ① 領収済通知書(納付書) ※税務署より送付されたものをご使用ください。
- ② 平成30年7月～12月分の領収済通知書(納付書)の控え
- ③ 平成31年(2019年)分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿
※支給月日、総支給金額、算出税額を事前にご記入してください。
- ④ 平成31年(2019年)分給与所得者の扶養控除(異動)申告書
※平成28年1月より社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が始まりました。市区町村に提出する給与支払報告書(個人別明細書)には、事業主の個人番号とともに、給与の支払を受ける者とその控除対象扶養親族等の個人番号の記載が必要となりますので、必ず、従業員、青色事業専従者から提出してもらってください。

領収済通知書(納付書)や年末調整のしかたと同封されていた下記の書類は、平成29年より配布されておりませんので、源泉所得税の指導を受ける前に、事務局か、税務署や国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)にて入手してください。

- ◇ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」
- ◇ 「給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」

【会員募集中! お知り合いをご紹介ください】

ワンポイント情報

○ 駐車場の使用料や店舗兼用住宅家賃の消費税の取扱い 区分することが大切

Q 居住用マンションとその敷地内にある駐車場の賃貸に際し、賃貸借契約書にはマンションの家賃と駐車場使用料を区分しないで料金を記載しました。この場合には、賃料収入の全額を非課税とすることができのでしょうか。

また、店舗兼用住宅の賃貸に際し、賃貸借契約書には店舗部分と居住用部分の家賃を区分しないで料金を記載した場合には、家賃収入の全額を非課税とすることができのでしょうか。

A 駐車場などの付属設備については、住宅に付随して、または住宅と一体となって貸付けられるもの限り非課税とされています。

したがって、単に居住用の家賃と駐車場の使用料を区分しないで契約したからといって、駐車場の使用料が即座に非課税になるというわけではありません。

非課税となる駐車場付住宅の貸付けについては、一戸建住宅に係る駐車場のほか、集合住宅についても次の①～③の条件をすべて満たすような場合には非課税として扱ってよいこととされています。

① 入居者について一戸当たり一台以上の駐車スペースが確保されていること

② 自動車の保有の有無にかかわらず割り当てられていること等

③ 住宅家賃とは別に駐車場使用料等を收受していないこと

賃貸マンションとともに駐車場を貸付けますが、これを現実問題として考えた場合、前記①～③の条件を満たすような契約というのはほとんどないものと思われま

す。つまり、駐車場の貸付けの場合には、たとえ契約書で家賃と駐車場使用料の内訳を区分していないような場合であっても、原則として料金の内訳を合理的に区分した上で、駐車場部分は課税売上高に計上しなければならぬということです。

一戸建住宅を貸付けるような場合には、家賃と駐車場の使用料は区分しないで賃料を決めるケースが多いでしょうから、この場合には家賃の全額を非課税とすることができません。

次に、店舗兼用住宅を貸付けた場合の課税区分については、店舗部分の家賃は課税となり、居住用部分の家賃は非課税となります。

つまり、家賃の内訳を区分しなかったからといって、收受する家賃の全体が非課税になるわけではありません。

したがって、店舗兼用住宅の家賃を区分していない場合には、これを床面積割合や建築価格の比率などの合理的な基準により区分する必要があります。

合理的に区分した上で、住宅の貸付け部分は非課税売上高に、店舗の貸付け部分は課税売上高に計上することになるわけです。

※ご質問等ございましたら、事務局までお問い合わせください。

「税のしるべ」より

消費税の軽減税率制度開始とレジ補助金期限である 2019年10月が迫ってきました!!

レジや受発注システムを導入・改修する方への国の補助制度があります。

1 軽減税率対応レジの導入・改修の支援

2 受発注・請求書管理システムの改修等の支援

お問合せは 0120-398-111 (通話料無料)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する軽減税率対策補助金事務局になります。)

補助金の詳細は以下の URL をご覧ください。
<http://kzt-hojo.jp/>

QRコードは
こちら!



【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

平成31(2019)年度 税務職員募集

Pride of the Specialist ~ 公平な世の中を創る、志 ~
適正・公平な課税及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験資格
 - 1 平成31年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和2年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 - 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者
- ◇ 申込手続
 - 1 申込方法 (インターネット申込み)
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
[http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html]
 - 2 受付期間 令和元年6月17日(月)9時～6月26日(水) [受信有効]
 - 3 受験案内交付期間 令和元年5月7日(火)～6月26日(水)
9時～17時 (土・日曜日及び祝日を除く。)
 - 4 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局 (所)
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm]

- ◇ 試験日
 - 第1次試験 令和元年9月1日(日)
 - 第2次試験 令和元年10月9日(水)～10月18日(金)のうち指定された日時
- (注) 詳細については、お気軽に蒲田税務署総務課 (TEL 03(3732)5151 内線306) までお尋ねください。

青色共済へのご加入をご検討ください!!!

青色共済は、疾病等による死亡・入院が発生したとき等にお見舞金が給付される、会員相互の助け合い制度です。85歳6ヶ月まで継続加入ができ、傘寿金の給付を受けて自動脱退となります。

蒲田会で加入されている方に対する平成30年度のお支払は、4,429,000円で、「青色共済に加入してよかった」との声をいただいております。入院等の請求手続きは簡便ですので、是非、ご加入の検討をお願いします。

青色共済会費は、月額1人1,000円。便利な口座振替をご利用いただけます。

また、青色共済加入者は、健康診断「青色ドック」の標準検査を特別料金で受診できます。

新規のご加入資格は、加入時現在、健康で正常に業務に従事している昭和28年11月2日～平成16年11月1日までに生まれた青色申告会員、専従者、従業員の方です。

大田区 本年度の指定保養所について

利用資格：大田区在住、在勤の方とその同居する家族
 区の負担額：1人1泊につき、2,000円
 利用泊数：年間2泊まで
 契約施設：

- ◇ 伊豆長岡温泉京急ホテル
(TEL 0120-575-383)
- ◇ ニュー・グリーンピア津南 ※会員特典有 → → → →
(TEL 025-765-4611)
- ◇ ゆがわら水の香里
(TEL 0465-62-1830)

申込・問合せ先：直接各指定保養施設へ

(ドリンク券)

蒲田青色申告会会員特典

夕食時ワンドリンク利用引換券

★ドリンクメニュー
グラスビール・清酒1合・ソフトドリンク 宿泊日： 月 日
バーの中から一つお選びいただけます。有効期限：2020年3月31日(火)

■会員氏名	■住 所	■宿泊人数
		(会員 名)

●注意事項：必要事項をご記入され、宿泊当日、受付の際にフロントにお出しください。夕食時ワンドリンク利用券を連呈いたします。ご利用は宿泊滞在中1室5名まで、1回のみとさせていただきます。

コピー可 ニュー・グリーンピア津南

都税だより

★6月は、固定資産税・都市計画税

第1期分の納期です(23区内)

今年度の固定資産税・都市計画税(23区内)の納税通知書は、6月3日(月)に発送します。お近くの金融機関・郵便局、指定のコンビニエンスストア、または都税事務所・都税支所・支庁の窓口で、7月1日(月)までに納めてください。クレジットカードでも納付できます。なお、納税通知書は、郵便局の配達状況により発送からお手元に届くまで1週間程度かかる場合がございます。

★今年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置についてお知らせします(23区内)

- ①商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ減額措置
 - ②小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置
 - ③小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置
 - ④税額が前年度の1.1倍を超える住宅用地等に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置
- 措置については、令和2年度まで継続します。
- ★都税の納付には、安心・便利な口座振替をご利用ください

納税には、安心して便利な口座振替がご利用できます。口座振替は、ご利用している預貯金口座から、納期の末日(納期限)に自動的に納税できる便利な制度です。詳しいお申込方法は、主税局徴収部納税推進課(03-13

25210955 平日9時~17時)までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

大田都税事務所

電話03(3733)2411(代表)

事務局より

◎夏季軽装の実施について

地球温暖化対策、消費電力削減等の推進のため、5月1日より役職員の夏季軽装(ノーネクタイ・ノー上着)ならびに事務局内の冷房の適温化(室温28度を目安に設定する)を実施しております。事務局にお越しの際は、取り組みへのご理解のほど、よろしくお願います。

◎会費の口座振替をご利用の方へ

5月23日(木)に平成31年4月~令和元年9月分(12,000円)の会費が指定口座から引落しされた方は、忘れずに租税公課等で経費計上してください。

なお、通帳印字をもって領収とさせていただきます。そのため、「領収書」は発行いたしません。

青色共済会費の口座振替をご利用の方へ

6月24日(月)に令和元年8月~10月分が引落しされます。

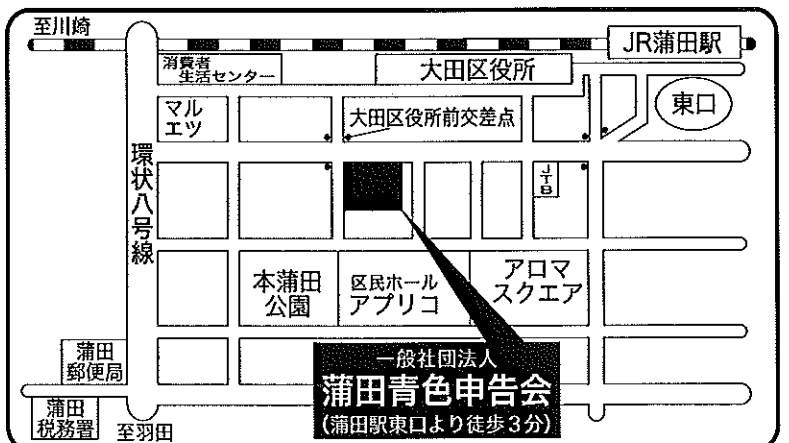
なお、通帳印字をもって領収とさせていただきます。そのため「領収書」は発行いたしません。

入会金 2,000円
会費 年額24,000円
(月額2,000円)

一般社団法人

蒲田青色申告会

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



五月 事業報告

- 八日 東京連理事会・東京青色申告会館 執行部会 事務局
- 九日 監査会 事務局
- 一〇日 理事会 消費者生活センター 事務局
- 二一日 蒲田間税会通常総会
- 二二日・二二日 台湾菜館 弘城 記帳説明会・蒲田税務署
- 二八日 大田地区租税教育推進協議会総会 蒲田税務署
- 二九日 蒲田納税貯蓄組合連合会定期総会 台湾菜館 弘城